

日給の一人を支給すること。

第五條

兵事関係に依つて休んだ場合は日給半額支給のこと。

第六條

菜期より皆勤賞與を廢し年功賞與。

第七條

退職手當は六ヶ月未満三十日分、一年未満は四十五日分

以上一ヶ月を増す毎に一日分を加算す。但し三ヶ月未満は支給せず。

第八條

最低賃銀制定の件

男十五才以上、七十錢。

女十四才以上、六十錢。

男壯丁以上、一円六十錢。

女廿才以上一円十錢。

第九條

一ヶ年に二回必ず昇給すること。

第十條

公傷にて入院中若くは作業不可能の場合は日給一人を支給する。

第十一條

残業の場合は相當の歩増をする事。

第十二條

年二回慰勞會を催す事。

以上